慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	福沢諭吉関係新資料紹介
Sub Title	Letters and notes by Yukichi Fukuzawa : latest findings
Author	福沢研究センター(Fukuzawa kenkyu senta)
Publisher	慶應義塾福澤研究センター
Publication year	2006
Jtitle	近代日本研究 (Bulletin of modern Japanese studies). No.23 (2006.) ,p.245- 290
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料紹介#正誤訂正あり
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-20060000-0245

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

福沢諭吉関係新資料紹介

福沢研究センター

Ⅰ　福沢諭吉書簡

『福沢諭吉書簡集』（岩波書店　平成十三年～十五年　以下『書簡集』と略す）未掲載で、『近代日本研究』第二十二巻刊行以降見出された書簡を載録する。発信年月日順とし、体裁はすべて『書簡集』の形式に従った。主な原則は次の通りである。詳しくは『書簡集』第一巻所収の凡例を参照されたい。なお、書簡番号は前巻の番号を追うものである。

凡例

一、常用漢字、人名漢字は、原則としてその字体を用いたが、慶應義塾など若干の固有名詞には、原文の字体

を残した場合もある。

二、異体字、俗字、或いは書き誤りかと思われる文字は、正体に直した。

三、仮名づかいは、原則として原文のままとした。ただしひら仮名・かた仮名の判別がつかない文字は、かた仮名字体で表記した。

四、変体仮名はひら仮名に改めたが、助詞として用いられている次の文字は、原文の字形を残し、小活字右寄せで印刷した。は（ゝ）、て（而）、え（ゟ）

原本が確認できない書簡の場合も、漢字の字体で表記されている「者」「而」「江」が助詞として使われている場合には、右の字体を用いた。

五、濁点・半濁点は原文のままとした。

六、合字は、使用頻度の高いゟ（より）、高いゟ（しめ）は原文の字形を残した。頻度の低い㐂はトキ、㐂はトモ、「はことと表記した。

七、原本では句読点はほとんど打たれていないが、編者の判断により適宜これを補った。

八、発信年月日が推定でしか示すことができないものには、「カ」を付した。

九、本文の後に【　】を付して書簡の大意を示した。

十、封筒に関する事項は、書簡の理解に必要と判断されるもののみに限った。

（西沢　直子）

二六七　大木喬任（おおきたかとう）　明治五年四月七日

初夏之時候、益御清安被成御奉職奉拝賀候。私義も本月三日大坂着仕候。出立之砌、上方辺偽版之義ニ付壱封認置、御手許へ差出候様、留主宅之者ニ申付置候、定而御覧も被成下候義と奉存候。当地着之上、書林共ニ面会、段々事状相尋候処、左之通りニ御座候。尤此一条ハ書林共も極内々ニ而申聞候義、弥以公然たる確証と申ニも無之候得共、情実ハ相違無之事と存候。

未年春ゟ大坂博労町井池筋東入之処ニ

鹿児島県蔵版局

と申シ（ママ）一局を開き、書林共之蔵版を案内なく再版致し、大ニ難渋之よし。漢書之事ハ私も心ニ関せず候得共、東京万兵（マンビョウ）之蔵版博物新篇之重版ハ、現ニ右蔵版局ニ而発兌親しく目撃いたし候。

鹿児島県と申シ、其実ハ名目のミ之義、尚内実を承合候処

大坂南久宝寺四丁目　中年寄相勤居候者　谷屋清兵衛

南久太郎町二丁目　相屋九兵衛

安堂寺町三丁目　帯屋権兵衛

右三名之者金主いたし、蔵版局の官員ハ唯蔵版印を押すのミ、其蔵版印を押すニ付若干之利を分つと申事なり。

此三名之金主之外書林ニ而取扱候者ハ

心斎橋筋安土町　藤屋卯三郎

〃　本町　金屋善助
〃　安堂寺町　秋田屋太右衛門
〃　博労町　河内屋茂兵衛

右四名之書林共、年行司と申者ニ届も不致、仲間外レ之所業いたし居候よし、此一条ニ付而も、当所書林共ハ府ニ願出候事も度〻之よしニ候得共、絶而御沙汰無之難渋之由、則書林共ハ差出候願書之写しさし上候間、当所之事状御勘考被成下度、此義私之身ニ関係無之事ニ候得共、大ニ世の文化ニ妨を成し候義、案するニ鹿児島県とても、斯る賤しき所業ニ而小利を貪る之理も無之筈候得共、小吏共の姦計ニ而鹿児島の名を仮り、不正之町人と謀りて一時之利を射り候事と被察候。右も他人之事なり。左ニ申上候一条ハ私之関係ニ御座候。

福沢諭吉　内願申上候

私義、去寅年西洋事情三冊編輯仕、官許を得て発兌仕候処、辰年六月元膳所藩士黒田行次郎と申者、右西洋事情中、文字之傍ニ往〻仮名を加へ、増補和解西洋事情と題し、私ニも一応之掛合も無之、京都ニ而官許を受け発兌仕候。右ハ全く偽版ニ相違無之、其段両三年前ハ再三再四東京府ニ願書差出し候得共、黙して対へず、今日ニ至る迄も公然と売弘いたし居候。勿論官許の二字ハ重しと雖とも、政府ニ而偽版ニ官許之印を御渡し可相成理ハ無之筈、全く兵馬騒乱之際一時之御間違ニこそ可有之、然るを今官許之文字ニ拘泥して偽書之売買を御差許しと有之候而も、乍恐政府ハ其非を遂るの御趣意ニ似たり。何卒篤ト御勘考之上、右増補和解西洋事情ハ、仮令一旦官許相成候とも、早〻絶版被仰付被下度、嘗而私ハ京都府参事松田、槙村氏ニ文通いたし候事も有之候得共、両氏ハ之返書ニ、右官許ハ辰年中京都の太政官ハ御差許之義ニ付、当今之京都府ニ而も処置いたし難しとの事なり、左すれハ、出版官許之権ハ文部省ニ有之候間、省ハ御沙汰相成候様仕度奉存候。此願も実ハ私東

京ニ罷在候得ゝ、東京府へ申出、府ゟ省ゟ達するの順序なるべし。併し府へハ既ニ四、五度も願候義迚も埒明き不申、寧ロ内々ニ而も御直ニ省へ申出候方可然と存し、愁訴いたし候義、何卒可然御処置奉願候。都而偽版取締之義ハ其土地ニ居り、其事ニ慣れたる者ニあらざれハ難出来、諸府の吏人抔ハ出版の何物たるを知らず、偽版の何事たるを弁せず、因循するも尤の事なり。右之次第ニ付、偽版出版之一条ハ文部省ゟ当地之開成所へ一時之権を御附与被成下、開成所と大坂府と打合之上ニ而御吟味相成候得ゝ、一両日之内ニ埒明可申奉存候。何分ニも宜敷奉願候。頓首。

四月七日　大坂ニ而　　福　沢　諭　吉

大　木　様　侍史

尚以、旅中取急乱筆不文御海容奉願候。若し御文通も被下候ハヽ、肥田玄次郎方まて御遣し被成下候様奉願候。以上。

追而、私義五月中旬まてハ京摂之際ニ徘徊いたし居候積り。何卒其時間ニ偽版之一条埒明候様仕度、幾重ニも奉願候。以上。

【大阪での『西洋事情』偽版出版に対する取締を依頼する】

○福沢は『西洋事情』上梓以来、偽版の横行に悩まされていた。本文中に「出版官許之権ハ文部省ニ有之候」云々とあるので、宛先の「大木様」は文部卿大木喬任と考えられる。○「鹿児島県蔵版局」は鹿児島県庁が後援していたといわれる鹿児島彫刻所か。○「万兵」は東京にあった書店老皀館万屋兵四郎。経営者は福田敬業。○黒田行次郎は文政十（一八二七）年近江膳所藩の儒家に生まれ、天保十四（一八四三）年適塾に入門した。藩校の師範を務め、また蕃書調所に出仕したこともある。ロビンソン・クルーソーを最初に和訳した人物として知られる。『適塾』13。○『増補和解西洋事情』は、慶応二（一八六六）年に刊行された福沢の『西洋事情初編』にルビをふり、附録を加えて、黒田行次郎により慶應四（一八六八）

年に発刊された。○「松田」は松田道之。鳥取藩陪臣の子。藩校や広瀬淡窓のもとで学ぶ。明治元年京都府判事、二年大参事を務め、四年十一月から大津県令（のち滋賀県令）。『書簡集』第一巻書簡一五六注。○「槙村」は槙村正直。長州藩の出身で、明治初年の京都府出仕以来権大参事、大参事、参事を歴任し、十四年元老院議官となるまで府政をリードした。福沢との親交も厚く、京都慶應義塾成立のいきさつなどを見ても、福沢が槙村を深く信頼していたことがわかる。『書簡集』第一巻書簡一三三注・一五九注。○肥田玄次郎は天保十三年江戸に生まれ、福沢の知人肥田浜五郎の養子となる。慶応四年四月慶應義塾入塾。文部省出版免許課長を務めたことがあり、このときは大阪開成所校長。『書簡集』第一巻書簡一三八注・第三巻(ひと)。○偽版問題については『書簡集』第一巻(こと)4、河北展生「福沢諭吉の初期の著作権確立運動」『近代日本研究』第五巻、『京阪書籍商史』（臨川書店　一九二九年）。○鈴木栄樹・吉川芙佐「福沢諭吉と明治初年の偽版取締り問題―明治五年の大木喬任文部卿宛福沢書簡の紹介をとおして―」『福沢手帖』130。

二五八　田中不二麿　明治十四年十月三日

其後ハ誠ニ御無音仕候。秋冷相成候処、益々御清適奉拝賀候。陳ハ珍らしからす候得共、近日一書を記して時事小言ト題し発兌候ニ付、拝呈仕候。御閑之節御一覧も被下候ハヽ難有奉存候。脱稿之時戯ニ

小窓揮汗稿初成　十万言中無限情
定論元期闔棺後　是非今日任人評

一微塵裏幾多群　国論漫言朋党分
蛮触角頭時転眼　西洋万里気氛氳

辛巳夏日

時事小言稿成

漢学ハ殆ト三十年間中絶、詩も亦幼学詩韻以来之作、御一笑可被下候。頓首。

十月三日　　諭吉

田中君　梧下

尚以、本文書物ハ品物配達社ゟ御届申上候。以上。

【「時事小言稿成」の漢詩を添えて、『時事小言』を贈呈する旨を伝える】

○田中不二麿は当時司法卿。『書簡集』第二巻(ひと)。○『時事小言』は明治十四（一八八一）年十月に刊行された。『書簡集』第三巻(こと)6。○「時事小言稿成」は他にも同年八月十六日付白木為直宛書簡（『書簡集』第三巻書簡六〇〇）などにもそえられており、多少字句の異なるものもある。富田正文『福沢諭吉の漢詩35講』（社団法人福沢諭吉協会　一九九四年）。○『幼学詩韻』は年少者が漢詩を作る際の手引書。ただし福沢の詩作が「幼学詩韻以来」でないことは、前掲富田著作より明らかである。○鈴木栄樹「福沢諭吉と田中不二麿　再論（3）―新資料・田中宛福沢書簡を中心に―」『福沢手帖』128。

二五八九　田中不二麿　明治十八年四月二十八日

十八年二月廿六日之華翰拝見仕候。先以益御清安被成御奉職奉拝賀。随而老生義依旧頑健、乍憚御放念可被下候。欧洲之事情御洩被下、難有奉存候。貴諭ニ、近来之東洋政略ハ実ニ寒心之事ニ御座候。日本も十八ヶ年之進歩抔申て、時ニ或ハ得意之思を為したる事もありしかとも、実ニ進歩と申ハ中ニ難き事ニ而、今日となりて見れバ自から驚くニ堪たるもの多し。就中財政之困難ハ非常之有様ニ而、年ニ豊作之打続くニも拘らず、地方之中小民ハ真ニ饑渇ニ迫リ、労役せんとするも仕事なく、手を空して坐して餓死を待つ而已。慈善者ハ米を施

し粥をたき出し、一時を救ふ者あるも固より永久之策ニあらず。或る地方ハ先月中之来状ニ、このまゝ五ヶ月間を経れハ、真ニ餓て死すへき者一村中三分ノ一ハ間違なしと申事実情なり。地方官も続ミ内務省へ具申、政府も困迫之様子なり。

地方税、協議費等ハ次第ニ増加し、正租と合して壱億壱千万円斗りニ相成、全国通貨之数も大抵壱億一千万円斗りニ相成申候。故ニ仮ニ政府之筋ニ而税と名る者を収て、暫時之を其筋ニ滞停せしむるときハ、全国民間ニも一銭金もなき筈なり。去迚今日紙幣を増発すべきニもあらず。或る部分ニも紙幣溢れて其用法ニ苦しみ、利足ハ次第ニ下落、七分利付之公債証書価九十六、七円、他推して知るべし。財政之困難と而已云ふへからず、全国経済之大変乱と申て可ならん。

教育ハ儒教主義之為メ大ニ騒動して、之が為ニ金を費し、人を進退したる事も少なからず。然るニ近来ハ漸く其迂なるを悟りたるか、仁義礼智信之沙汰も薄く相成、矢張英書ハ読むが宜しとか申ス事なり。唯昨今ハ右財政之困難ニ際し、学校之為ニ費す七百乃至八百万円ハ困るとか申議論之起りたるよし。但し徴兵遁レニ学校ハ屈強之場所なるゆゑ、公立校ハ頻ニ繁昌、人民も金を愛まざる様子なり。

朝鮮事変ハ大怪我ニ即効紙を帖(貼)したるが如く、韓廷も清廷も先ツ無事ニ治まり候様子なり。全体この事ニ付而も甚タ内情あり。去年京城之変乱ニ日本之公使ハ全く知らざる者ニあらず、啻ニ公使而已然るニあらず。朝鮮之日本党を助けて支那党を擯け、支那之勢力を挫てヤレと申ハ、竹添ノ後口之方ニ大丈夫なる後押しありし事なり（内極）。而して此後押も内之親分一同一致之事ニあらず。一、二之人が極ミ伶俐ニ抜駆けしたる内実ニ而、之が為メ扨事ハ首尾能参らず、大失敗之暁ニ至りて大心配なり。是即チ二大使が特ニ韓清二廷ニ出掛けたる由縁ならん。故ニ今度之京城事変ニ付而も、素より我へ利する所なきのみか、事なき昔(ムカ)しの有様へ返れバ最上之仕

合なれ共、元トハト申せバ余計な事を仕出したりと云わるゝも一言なき次第なり。内閣抔ニ而も、老生が兼而朝鮮人ニ親しく致スゆへ、福沢が教唆したと申居候よし。此の言掛ケハあまり拙し、ほんとふニ詮議致せバ足元から鳥が立ち可申、気之毒なる事共ニ御座候。併し金、朴其他ハ日本ニ遁れ来り。此流ハ一時（昨年十月竹添渡韓の時より十二月変乱之終まで）竹添之最親友ニして、即チ日本政府之筋へ大持（オホモ）てなりしかども、昨今ハ丸で振り付けて構はず、衣食ニさへ困る有様なるゆゑ、矢張福沢が少ミツヽ世話いたし遣し居候。扨ミ浅ましき世態なる哉、他ハ御推察被成度候。

今度之変乱ニ、彼ノ大臣暗殺之刺客中日本人が四名出掛ヶ候。姓名も場所も明白なれ共、態ト此ニ略す。

去年十一月天長節、京城公使館の宴会ニも其席上ニ而、支那之領事ハ日本人之為ニ骨なきなまこなりと叱られたる事あり。是ハ或人之席上演説なり。右之次第ニ付、今回之一条ハ結局平和を以て我が体面を蔽ふこと難し。無茶ニも兵ニ訴へて非を遂るの外なしと存し候。時事新報抔ニも専ら主戦論を唱へ候事なり。新報紙面と内実とハ全く別ニして、我非を蔽はんとる（オ脱カ）の切なるより、態ト非を云わず、立派ニ一番之戦争ニ局を結て、永く支那人ニ対して被告之地位ニ立たんとしたるものゝみ。尚此外ニも申上る事ハ幾多も有之候得共、容易ニ筆端ニ尽し難し。唯新聞紙と照らして御覧相成候ハヽ、自から御発明可相成存候。要用而已申上度、御覧後御投火可被下候。頓首。

十八年四月廿八日　相州下足柄郡塔ノ沢温泉福住方ニ而　　諭吉

田中先生侍史

尚以、老生事ハ本月十九日ゟ塔ノ沢入浴中ニ而、山明水清之間ニ俗談を記す。御一笑可被下候。

【国内の経済状況や儒教主義教育、甲申事変のいきさつ、時事新報の主戦論などについて告げる】

○田中不二麿は当時参事院議官兼駐伊特命全権大使。○「財政之困難」「全国経済之大変乱」は、明治十四（一八八一）年十月の松方正義大蔵卿就任以後の、いわゆる松方デフレ政策の影響がでて深刻な不況に陥っていることをさす。○「教育ハ儒教主義之為メ大ニ騒動」云々については、十六年九月二十一日付福沢一太郎・捨次郎宛書簡にも「日本之教育ハ近来益儒教主義とて、頻ニ支那学を勉め、可笑しき次第なれ共、固より永久ニ持続可致ニもあらず」（『書簡集』第四巻書簡番号七八四）とあり、十五年の『幼学綱要』頒布や十七年の元田永孚「国教論」上申など儒教主義教育復活の動きに対して、福沢は楽観していた。○「徴兵遁レ」云々は、私立学校の徴兵免除および猶予が廃止されたのに対し、官公立学校は十六年の改正で免除の特例は廃止されたものの、条件付猶予は認められていたことをさす。○「大怪我ニ即効紙」は十七年の甲申事変と十八年四月に調印された天津条約をさす。この表現は書簡番号九六〇・九六二にも見られる。○「京城之変乱」は甲申事変。○「竹添」は朝鮮駐在日本公使竹添進一郎。○「二大使」は漢城条約に調印した全権大使井上馨と天津条約に調印した全権大使伊藤博文のこと。○「金朴」は金玉均と朴泳孝。金玉均は一八五一年生まれ、朝鮮開化派の指導者で、福沢との交流は明治十四年から始まった。『書簡集』第三巻(ひと)。朴泳孝は一八六一年生まれ。やはり開化派の政治家で、十五年修信使の全権大臣として訪日した際、初めて福沢と面会した。『書簡集』第八巻(ひと)。○「福住」は箱根塔ノ沢にある福沢の定宿。『書簡集』第一巻(ひと)福住正兄。○鈴木栄樹「福沢諭吉と田中不二麿　再論（4）―新資料・田中宛福沢書簡を中心に―」『福沢手帖』129。

二五九〇　小田部武　明治二十二年一月七日

新年之御慶目出度申納候。先以皆様御揃、益御機嫌能被成御超歳、珍重不斜奉賀候。随而私方家内一同無事加年仕候条、乍憚御放念可被下候。殊ニ当年ハ一太郎、捨次郎両人之者帰宅、六年めニ家族打揃、賑ゝ敷新年を迎へ候事ニ而歓居候。

世間ハ不景気なと申候得共、東京ハ中ゝ繁昌、歳末年首之模様、頓ト淋しき事ハ無之、不相替大都会之正月ニ

有之候。

中津ニも当年ハ九八郎様御寄留ニ而、自から賑ゝ敷事ニ可有之、何卒御同人様ハ中津へ永御住居奉祈候。都会之御住居ニ而も到底御為めニ宜しからざるのみならず、御家之滅亡を速ニすることなり。呉ゝも中津御住居を願居候。

右年始之御祝儀申上度、早ゝ如此御座候。頓首。

二十二年一月七日　　諭吉

小田部武様　几下

尚以、姉様皆ゝ宜敷御伝声奉願候。家内ゟ御祝詞宜敷申上候様申聞候。以上。

【新年の挨拶とともに、六年ぶりに家族揃った正月や世間の景気、奥平九八郎が中津へ永住居することを望む旨を告げる】

○小田部武は長姉れい（礼）の夫。旧中津藩士。『書簡集』第一巻系図。○「一太郎捨次郎」は福沢の長男と次男。明治十六（一八八三）年六月にアメリカへ留学し、一太郎はコーネル大学やイーストマンカレッジなどで農学その他を学び、捨次郎はマサチューセッツ工科大学で鉄道土木工学を学んで卒業し、二十一年十一月に帰国した。『書簡集』第四巻（こと）1。○「九八郎」は旧中津藩奥平家の当主奥平昌恭。明治十年生まれ。十七年九月入塾。同年父昌邁が歿し、家督を相続した。福沢は奥平家の財産維持を考え、東京より中津で生活すべきであると考えており、昌恭は二十一年に弟昌国とともに移住した。『書簡集』第六巻書簡番号二八八注、第七巻書簡番号一五六注。○中津市本耶馬渓町小林家蔵。

二五九一　田中不二麿　明治二十二年一月二十四日

日本ハ昨今酷寒之時節、御地も同様之御事ならん。先以皆ゝ様御清安奉拝賀。陳ハ今度仏京博覧会之事ニ付、笠原恵と申者出張致候。此生ハ越後頭（第）城郡之豪農ニ而、多年弊塾ニ居り、目下商業ニ従事、遂ニ此度之事ニ関

し候義御座候。出張中ハ百事御約〔ママ〕介罷成候義、東西不案内、宜敷御教示被成下候様奉願候。
笠原氏へ托し日本のよふかん少ゝ拝呈仕候。途中無難達すへきや、腐敗もせすして参候ハヽ御笑味奉願候。
二月十一日ニも憲法発布相成候よし。世ノ中之政治家ハ、其大小長少ニ論なく熱心之を待つ。其様ハ明日之お祭礼を楽しむ村童の群の如し。聞く所ニ拠れバ、憲法ハ中々寛大なるもの、よし。悦ふ可きか悲しむへきか、判断ハ出来不申候。何卒書生代言流之おもちやニ不相成様致度存候。本来国会之起源ハポッテート征伐ニ胚胎したることなれども、唯今となりても恰も瓢箪から駒を出し、其征伐人も困リ可申候。又その中ニハ新事情を生し、必すしもポッテートとロングと相対するニあらず。武骨なる武士流と利口なる才子事務家流と相対し、武士流の頑固にして金を遣ふニも、利口連も持てあまし、国会の力を借用して之を制せんとするの意味もあるよし。
大隈ハ条約改正、屹度出来ると力身居るよし。
寺島ハ必死ニ節倹論を主張して止まず。
後藤ハ頻ニ地方を巡回して中ゝ騒ゝ敷、近ゝ新聞紙を発兌するとて、既ニ其局ハ新ニ日吉町辺ニ出来、随分金を使ふ様子なり。
右、笠原之幸便ニ任せ、御尋問まで申上度、早ゝ如此御座候。頓首。

二十二年一月廿四日　　諭吉

田中不二麿様侍史

尚以、時下折角御自重専一奉存候。老生事ハ幸ニ健全、乍憚御放念可被下候。近来ハ別して世ニ交らず、お役人抔の顔ハ三、五年来見たることもなし。国会などいよ〳〵熱度之高まることもあらバ、何れへか自から退

去致さんと竊ニ覚悟致居候義ニ御座候。

【パリ万国博覧会にむかった門下生笠原恵を紹介し、憲法発布が間近に迫った国内情勢などを告げる】

○田中不二麿は当時参事院議官兼駐仏特命全権大使。○「仏京博覧会」は、フランス革命百周年を記念して開催されたパリ万国博覧会。○笠原恵は安政四年越後国中頸城郡に生まれ、同地方の豪農笠原家に養子となった。明治六年に中村正直の同人社、七年に慶應義塾入塾、十一年の卒業後帰郷した。『書簡集』第二巻書簡番号二六九注。パリ万国博覧会には園芸植物の海外輸出を目的に参加し、二品が金賞と銅賞を受賞した。○「ポッテート」と「ロング」は薩摩と長州をさす。○「大隈」「寺島」「後藤」はそれぞれ大隈重信、寺島宗則、後藤象二郎。後藤は逓信大臣。○鈴木栄樹「福沢諭吉と田中不二麿　再論(3)―新資料・田中宛福沢書簡を中心に―」『福沢手帖』128。

二五九二　伊藤某宛　明治二十九年七月二十五日

毎ミ御面倒之義恐入候。此方之所望ハ初より百を得んとするニ在り。故ニ

昨日之分

旧　二十

新　二十

〆四十

これニ今日之新四十二を加へて八十二と為り、尚百ニ足らさること十八なり。故ニ今日之売物旧株三十四之内より、十八丈け買て百之数ニ達するを得ハ妙なり。但し先方ニ而是非とも新旧合同ニあらざれバ売らずとならバ、此方も亦買はずと御返事可被下候。要用のみ。匆ミ頓首。

二十九年七月廿五日　諭吉

伊藤様

【株式の購入を依頼する】

○宛名の「伊藤」については未詳。○株の銘柄なども、現在のところわかっていない。

以下の書簡は、『書簡集』掲載時には原本との校訂ができず、やむなく『福沢諭吉全集』（岩波書店、一九六九～一九七一）から採録したが、このほど原本が判明し校訂作業を行うことができた。注についてはそれぞれ『書簡集』の各頁を参照されたい。

一八　隈川宗悦・南条公健　文久三年月日未詳

一先般英国ノ軍艦薩摩鹿児島府ヲ焼打候一件、本国政府にてハ其処置宜きを得たりとして、右件ニ拘りて鹿児島ニ趣き候文武之官員ニ官を進め、賞を加へ候由。然ルに国民等左之説を為して水師提督之所為を難じ候旨。抑砲台を砕破し軍艦を焼沈むるが如きハ固方□事なりと雖モ、城下を悉く焼失せしハ過当之儀と云ふべし。何之罪ありて工商之輩を道路ニ迷ハシムルヤ。老幼婦女等不能立退して死に就しもの多かるべし。実ニ残忍之所為にして、仁人君子之与せざる所なりと、或ハ之ヲ説破するものありて云ふ。薩摩府之砲台、市街之前面ニ設備するに非ンバ、何ゾ工商之家屋を火にし、無罪之人民を殺亡するに至ラン。若右砲台ノ市街ニ近接スルヲ以て之レに向ひ攻撃せずんバ、我も唯ミ敵之砲射を受ル而已にして、勝利を収むる之術あるへからす。前説之如

クハ復タ海防之事ハ論するに及バサルベし。枢要之地ニハ紙を以て家屋を営し、之レヲ守ラシムルニ老幼婦女等を以てせハ、侵襲を被むる之虞なかるへし。何ゾ堡塞を堅固に築き、守兵を置き許多之火門を備フルニ及バンヤト。右之如き説種〻出テ、或ハ之を非トし、或ハ之を是とする者有之候由。後説ハ至当之論にして、前説ハ取ルに足らす候得共、前説も本ハ罪なき生霊を苦シムルヲ憐む之意ヨリ出ル者にして、彼レモ亦猥りに干戈を動かし、天理ニ戻リヲ喜バザルコト明〻タリ様奉存候。依而彼の様子を相探候ニ、交易之不絶間ハ公辺の御所置サへ宜敷候ハヽ、少〻之間違ハ有之候共、容易ニ彼ゟ兵端開き候事ハ有之間敷奉存候。

一ボーレン国ロシア之為ニ滅亡ニ及ントセシ候由、依而仏蘭西帝「ボーレン」ヲ助ケテロシアヲ打ツ之目呂見有之、然レトモ其費用許多なるを以て其事未タ一決せす、近ク欧羅巴諸州之帝王ヲ会し、評議之上其可否を定ント仕候間、是等之事故有之候得ゟ、仏も亦皇国ニ向ひ軍艦を差向ケ候儀抔ハ有之間敷候。

一合衆国も近頃再び大戦有之候由。

一唯〻和蘭而已長州之無礼を憤りて、軍艦を差向ル之用意有之由。

一近日欧羅巴使節・・・・・・・・右御使節帰朝迄ハ一年余も相懸り可申、其間ハ何事も有之間敷旨、異人も申居候由。

【『書簡集』第一巻　三六頁】

［封筒表］南条公健様　隈川宗悦様　福沢諭吉

○『書簡集』とはかなり文章に相違があり、これまでは異なる資料を定本にしていたと思われる。

二四　南条公健

慶応元年八月十六日

一翰呈上仕候。然ハ高橋氏儀、先月中ゟ不快之所養生不相叶、昨十五日夜四ッ時前長逝致し候。委細ハ隈川氏ゟ御承知も可有之、尚此度石井氏より隈川氏ニ之書翰ニ而御承領可被下候。病人も初発ゟ大造之仕出し候とも存シ、石井隈川之見込も有之、覚悟致居候得共、今日ニ至り更に当惑致候次第、御察可被下候。此度ハ隈川氏も丁度好き所ニ帰府、看病療用残る所なく懇篤致呉、傍観致候所ニ而も満足仕候。宜敷様御致意奉願候。将又跡ニ之所も石井、中村、杉浦等相談之上、爾今遺腹之児ハ有之候得共、男女も難計、就而も指当鑑蔵へ相続、町養子と定置、鑑蔵ハ国へ帰り宮津御医師之家を立、江戸之方ハ順益子も此迄刻苦家を起し候義ニ付、死後ニ至り俄ニ宅を明ケ候も不本意、朋友之情不忍場合も有之、就而も江戸之一家ハ遺腹之子と妹子ニ与へ、先ツ産を弐ツニ分チ、一ハ妹子帰嫁之費となし、一ハ孤児寡婦活計之資となし可申、然所右之如く取計候得も、源助町之宅ト薬室之諸具全く有余之物と相成候間、隈川氏ニ之を託し、孤児長生まて預り呉候様致度、此義ハ既ニ内ニ同人ニ相談致候義も有之、尚又兄ゟも御談し被下度奉願候。尚其中御帰府之上、万ニ御話可致奉存候。

一先日隈川氏帰府之節ハ、何寄之美酒被送下難有奉存候。

一其節御送之金子弐拾五両、慥ニ落手田蔵へ預ケ置申候。

一御留主宅皆様御機嫌能、御案し被成間敷候。御留主中御不用之御荷物、既ニ先日拙宅ニ御預り申、邸之土蔵中ニ入置申候。御安心可被下候。

一藤沢御軍艦奉行を被命候。併此人ハ長く同局へ居候事も有之間敷、且此度同人ニ説弁致候而も無益ニも有之間敷哉ニ奉存候。尚い才ハ隈川も略承知之義、次便可申上候。此度ハ隈川へ氏〔氏〕手紙可指出筈候得共、石井ゟ指越候ニ付、小生ハ略し申候。呉〳〵も高橋家跡ニ之所、同人ニ御頼可被下候。右要用のみ申上度、早ニ頓首。

八月十六日　　諭吉

公健様

【『書簡集』第一巻　四八頁】

三六　隈川宗悦　慶応元年十月十九日

昨日も御機嫌能御帰府目出度奉存候。其節御手紙被下、兼而相頼置候酒御持帰被下候由ニ而、早速操練所ニ人足指遣取寄申候。定而美酒ニ可有之と相楽罷在候。小生義当月初旬より少ミ風邪之処、何分全快不相成、昨今頭痛甚敷困却仕候。右之次第ニ而昨日ハ御返事も不申上、失敬御免可被下候。先刻も御書面被下、其節ハ何ハ之良肉沢山御恵投ニ預り、御芳情之段万ミ難有奉存候。拝眉縷ミ□（御カ）厚礼可申上奉存候。○御預之鍵為持指上申候。先刻貴答申上、鍵も可指上筈之処、折節頭痛甚敷、人事も弁せさる程之処、乍存失敬□（仕カ）候。不悪思召可被下候。南条ハ□文通、種ミ御話致度義も有之候得共、前段之次第、御宅へ罷出候義出来兼申□（候カ）。扨尊兄ニも御風邪之由、如何被為入候哉、時節柄御大切被成度奉祈候。高橋死後も誠ニ言語道断□□、唯一個之遺腹児も死□□、右之義ハ先日兵庫表ニ書状指出置候得共、未タ相達不申義と奉存候。此後ハ如何可致□（哉カ）、実以失望之極ニ御坐候。□（尚カ）い才ハ拝眉万ミ可申上候。此段貴答御礼旁申上度、早ミ頓首。

十月十九日

尚以御風邪折角□（御カ）自重可被成候。私事も□□も快相成候得ハ罷出候積ニ御座候。尚又尊兄之方早く□快被為入候ハヽ御来訪奉願候。以上。

【『書簡集』第一巻　五一頁】

三八　隈川宗悦　慶応二年十二月七日

口上

昨日も御来訪被下候由之処、生憎留主中ニ而失敬仕候段、御海容可成（〔脱カ〕）下候。其節西洋事情四本、雷銃操法三冊、御持帰相成候由、事情之方ハ二、三ノ巻も昨日製本出来候ニ付、則五冊ツヽ拾冊指上申候。先日指上候上巻壱巻を合セ、都合全備五部ニ相成申候。此段要用而已申上度、早ゞ如此御座候、頓首。

十二月七日

尚以事情ハ三冊ニ而定価金三歩ニ御座候。これは操法よりも余程おやすく御座候。多少ニ不拘御用被仰付被下候様、偏ニ奉希候。以上。

【『書簡集』第一巻　六七頁】

［封筒表］隈川様　福沢拝　書物拾冊添

三九　福沢英之助　明治五年五月十一日

私義五月朔日上京、同十日帰坂いたし候処、四月廿九日御認之御状到着いたし居拝見仕候。東京ゟ御帰被成度、商売ハ兼而之御志なれとも、貯僅ニ千両、家もなし、商法も不案内、旁御決心難相成旨御尤之義、先達も申上候通り此節之商売ハいまだ其本色ニ至らず、迚も月給を取るの利なるニ若かず。されども一方より論ずれバ、商売ハ金得るの術のミならず、得たル金を守るの法なり。兼而御承知も可有之、早矢仕氏、横浜ニ而商業を企、

追ゝ繁昌ニ及ひ、江戸ニも出店二ヶ所、大坂ニも一ヶ所有之、此度ハ又京都ニも出店之積り。小生も此仲間ニ入り、千両斗り出金いたし居候。実ハ君之為を謀るニ、御貯の千両を以て丸屋早矢仕社中へ託し其利を取り、君の身ハ丸屋の社中ニ加はり、働きの社中とならハ最上と存候得共、こゝニ一難事あり。丸屋之社ハ当時頻ニ仕組中ニ而、さし向之月給甚た少し。行ゝハ巨大之商社に相成見込万ゝ有之といへども、今日の利益少きゆゑ強て人ニ勧め難し。依而中策を按するニ、君の千両を丸屋へ託せなバ毎月十五両之利あるべし。利増長して十年の後ハ三、四千両と為るべし。君の活計ハ御夫婦ニ而壱ヶ月二十両ニ而十分なるべし。さすれハ一年弐百四十両あれハ事足るなり。今慶應義塾ニ正則之教を始め、君壱人ニ而勉強せハ四十両乃至五十両之金を得べし。大丈夫三十五両と見るも十五両の余金あり。家ハ三田之屋敷中ニ構へ、或ハ小生之住居を半分かして家賃を払ふとも、半分売るとも可致。塾之教授之傍ニ丸屋の商用を弁し忙しく働きなバ、必ス千両の元金ハ存して十分の活計出来、一身ニハ商法を覚へ、永く独立之ライフ出来可申哉と存候。商法を知らずして金を貯るも実ニ益なし。小生ニも今ニ而も弐、三千両の金ハあり。されどもこれを守るの術を知らざれバ、産ありて産なきニ等し。御熟考可被成。就而も小生事ハ明日ニも便船次第中津へ参り、七月か八月、一度あらし吹き候後、直ニ船ニ乗りて神戸迄参り、江戸ニ帰る積りなり。君も七月が期限とあれバ七月切ニ而東京ニ帰り、月給ハ少くも共ニ倹約して永く独立のライフを楽ミ候方、天ニ対して之職分ニ可有之哉と存候。此度中津へ参りても、旧同藩之人ニハ商工之業を勧め、或ハ小生之姉などハ江戸へ同道、何か活計の道を　得せしむる積りなり。義塾之社中も同様、唯ニ読書ゝゝといはずして商業ニ移り候様相談いたす覚悟なり。何卒御同様一生涯之事を謀り度、或ハ商法ハ素人学者ニむつかしといふ者あれとも、大なるミステーキなり。心を正ふし事物の理を弁し始て真の商人となるべきなり。その所謂世間の商人ハ我輩の目を以て見るニ真の商人ニハあらず。世の中ニ封建世禄も既

ニ潰れたり。この潰れハ独り大名のミニあらす。大名抔へ関係せる大商も共に潰るべき理ニあらずや。鴻の池、加島屋の滅亡近きニあり。我文学之社中これニ代はらさるべからず。十年の辛抱と思ひ、倹約して勉強を主し、僅カニ一家之活計のミニ而満足いたし、月給の大利を思切るやういたし度事に御座候。此後御手紙被下候ハヽ、中津市学校ニ而福沢諭吉と御認御遣し可被下候。中津迄も郵便ハ通し申候。

五月十一日　大坂心斎橋筋北久宝寺町丸屋善蔵方ニ而　　福沢諭吉

福沢英之助様

【『書簡集』第一巻　二三九―二四〇頁】

一三三　福沢英之助　明治五年七月七日

私事七月六日中津出立、七日下之関着、九日か十日出帆之蒸気船ニのり神戸へ参り、十五日出帆之アメリカ船ニ而江戸の積りなり。

此度ハ中上川のフハミリ、服部復城夫婦同船、これハ兼而も相談なりし処、奥平様のフハミリ不残江戸御引越之議ニ決し、御供ハ簗と荒尾両人、簗の御姉様も一同御引越なり。君の御都合ハ如何。御住居之処、拙宅を半分抔と申上候得共、此度の大勢引越、中上川、服部も不取敢拙宅にねじこミ候事ニ可有之、併し江戸の模様、外国教師も義塾へ参り、正則も行はれ候よし、且簗の御姉様ニも御対面、旁以御東行ハ如何。ビジニスハ何でも可有之、丸屋の繁昌の様子ニ御座候。若し一両日之御暇御座候ハヽ、七月十一、二日か十五日まで之内、一寸神戸へ御出浮被下度、拝眉万〻可申上候、以上。

七月七日　下ノ関ニ而　　福沢諭吉

福沢英之助様

【『書簡集』第一巻　二四四頁】　［巻封3］備前岡山学校　福沢英之助様　下ノ関ヨリ　福沢諭吉　封　七月八日

一六二　柴原和　明治八年八月二十六日

御繁用中態ゝ御紙面被下、難有拝見仕候。時下残暑尚強益御清安被成御奉職奉拝賀。先般御出京中ハ突然御旅宿ニ罷出、寛ゝ得拝話難有奉存候。其節内ゝ申上候長沼村之一条ニ付、厚く御配意被成下、結局悪水路を除き、其他之沼地ハ本村ニ属し候様可相成御内意、左様相成候得ゝ固より苦情も無之、一同安堵いたし候義、唯村民之志願ハ上郷村々と入会不相成、従前仕来之通り一村之所有ニ致度との趣意ニ付、右悪水路之分、仮令官有相成候とも、普請浚方等一切同村ニ御委任相成候得ゝ、更ニ申分なき次第ニ御坐候。其情実を察するニ、悪水路と申ハ唯双方之辞柄而已ニ而、内実ハ漁猟藻草之利を争ふニ過きず。長沼之村民ハ旧来の利を失ふことなからんとて苦心致し、上郷之者ハ其利を分たんと欲するのみ。悪水路と沼地との境界判然として其出入を防くの術あらざれバ、仮令悪水路而已ニ而も他村と入会相成候而ゝ、後日ニ至り必す紛紜を醸すの弊を免かれ難しとて、兼而村民之所憂ニ御座候。何分ニも其辺之義内ゝ御含置被成下、可然御処分奉願候。右ハ貴答且御礼旁申上度、早ゝ如此御坐候。頓首。

八月廿六日　　福沢諭吉

柴原先生侍史

尚以府下何も相替義無御座、新聞条令之話ハ喋々たり。○近日ハ都下及諸県下ニ而も、集会演説ハ追ミ流行之様ニ御座候。○其内御入京ニも相成候ハヽ御尋問もいたし度、御序も御座候ハヽ弊宅へも御来訪奉願候。以上。

【『書簡集』第一巻　三二八―三二九】

［封筒表］千葉県庁ニテ　千葉県令柴原様　福沢諭吉　拝答　至急　［封筒裏］八月廿六日朝七時東京三田ヨリ出ス

三九　板垣退助　明治十一年二月八日

去年来御様子ハ詳ニ伝承仕候得共、久しく御尋問も不申上、怠慢之罪諒恕是祈候。時下寒気甚しく候処、益御清安被成御起居、奉拝賀候。随而生義、依旧無異消日罷在候。乍憚御省念可被成下候。当府下相替事も無之、太平無事なり。立志学舎も次第ニ盛なるよし、先日二教師ゟ勤怠表贈り参り、近況を詳ニいたし候。土陽民間之模様ハ次第ニ進歩、議論も追ミ着実相成候よし、何ゟ之義、全く先生之御尽力ニ依りこの面目ニ至りし事、窃ニ欣喜ニ不堪候。就而爰ニ一事申上候義ハ、先生御事、久しく其御地へ御滞留、地方之諸件夫ミ緒ニ就くハ、誠ニ祝すへし、尚次第ニ進歩を祈る所ニ候得共、都会之地ト脈絡を通せずしてハ往ミ不都合之次第もなきニあらず。この脈絡を通するニも、文通を以て足らず、代人を以て足らず、必スしも先生之御入京なきを得ず。極内ミの事なれとも、愚意を申上けん。人物ハ都て其身之在る処ニ勢力を得るものにて、地方ニ在れハ地方ニ勢力を取り、都会ニ在れバ都会ニ勢力を増す、社会自然之事相なり。今先生ハ地方ニ在て、既ニ地方之人望を得たり。宜しく速ニ都会ニ来て、又都会之旧面目を増すへき事、今日之急と奉存候。今日先生都会ニ来るも、必

ス面白き事ハあるへからず。見るとして聞くとして悉皆不快なるへしと雖とも、この不快なるもの、これを思ヘバ益不快なれとも、之を思ふハ思わさるニ若かず。兎ニ角ニ何事も放却して、暫く都会ニ御住居ハ如何哉ニ奉存候。右ハ唯生之愚案のみ、尚御賢慮奉祈候。○旧冬劣姪中上川（ナカミガハ）彦次郎と申者、小幡篤次郎同伴ニ而英より帰国。色ゝ考も有之、生も為ニ力を得て、本年分ハ塾之仕組も少し改正を加へ、尚又両人之勉強を以て、民間雑誌之発兌も盛ニいたし候積り。雑誌ハ既ニ立志舎へ廻し候事ニ可有之、御覧奉願候。先般拙著民間経済録も、立志学舎までさし出置候。是亦御高評奉願候。右内要申上度、早ゝ如此御座候。頓首。

明十一　二月一日　　福沢諭吉

板垣先生　侍史

尚以、民権論者も往々論を変し、甚しきハ裏切りを致すもの少からず。これニも閉口なりと生ハ敢て言はず。去る者ハ颯々ト放逐して可なり。天下ニ人口少からず。唯人口ニあらず、人物あり、朋友あり、厘毫も憂るニ足らず。今後ハ小幡、中上川之力を得て、民間雑誌ハ毎日之発兌ニ致候積りニ御座候。何卒其御地へも広く御披露奉願候。以上。

【『書簡集』第二巻　五一頁】

○原本は失われたとされていたが、今回発見され福沢研究センターに所蔵された。

三三　柴原和　明治十一年二月十日

余寒尚強益御清安被成御奉職奉拝賀候。陳ハ先年来格別之御配意を蒙候御管下長沼之一条、五ヶ年之拝借地と

相成、期限終れハ又候引続き拝借も可相済義、村民一同難有感佩仕、各安して業ニ就き候次第、生ニ於てハ難有奉存候。然処一を得て二を望むハ人情ノ常、拝借地よりも寧ロ御払下ケとて始終心之底ニ一之志願を抱き居候中、頃日何れ之風評歟、県令様御事御昇進ニ而他へ御転任相成候よし。今日迄ハ唯ゝ令様御一人を目的として依頼せし事なるニ、今日御転任とありてハ、闇夜ニ灯を失ひ、赤子之父母ニ離るゝが如し、如何可致哉。何事ハ扨置、令様当県御奉職中ニ是非共御払下ケ相願度、さも無之このまゝ令様を失へバ、復タ必ス上郷隣村との苦情再発、一村之人民蘇して又死するの禍期して待つべし、如何可致哉とて縷ゝ之愁歎、生も之を承り何とも説の付けやふも無之、御転任之風聞、虚とも実とも不被申、仮令風聞なきも転任ハ官途之常、これを怪しむニ足らず。其風聞之事ハ姑ク閣き、長沼之一条ニ付而、令公之厚き御配意ありしハ事実ニ疑なき事なれバ、此後とても該村之為必ス不都合ハ有之間敷、御払下等之事も可出来成行なれバ、此方より促さゞるも成るへき事なり。兎ニ角ニ県庁之命ニ是従ひ、何も不安心之義ハ有之間敷とハ申なから、斯迄ニ心配致す事ならバ、御払下ケ之出来るもの歟、出来さるもの歟、其可否丈ケハ内ゝ御見込を伺可申候間、只管安堵可致と申諭し置候義ニ御座候。右ハ如何之ものニ可有御座哉、唯、その侭拝借ニ而も事実ニさし支ハ無之候得共、人心之安不安ハ唯名義ニ存するものニ而、若しも拝借之名を御払下ケと改る義出来候ハヽ、村民ハ恰も村権復古之思を為し、永世其徳を忘れさることあるべし。強而差急候義ニも無御座候得共、該県御施政中ニ好機会を以て、御払下ケ之義御取計被成遣候義ハ相叶間敷哉、極内ゝ御賢慮奉伺度義ニ御座候。

御県下学校へ罷出候那珂通世、永井、手島、何れも弊塾之社中、万端御配意ニ預り候義ニ可有御座、何分ニも宜敷奉願候。若し不都合之義も御座候ハヽ、内ゝ小生迄被仰下度、為念申上置候。

旧冬ハ劣姪中上川彦次郎と申者、英国より帰着、小幡篤次郎も同伴、当年分新聞発兌ニ力を用るよし申居候。

新聞紙ハ御手許へも差上候様申付置候。何卒御覧御高評奉願、又其御地異聞も御座候ハヽ御報知相願度奉願候。先日ハ県会御開席之由、矢野文雄も傍聴罷出候趣、い才様子ハ同人ゟ承り候。御盛之由欣慕ニ不堪、尚其後之御模様奉伺度事ニ御座候。右内用申上度、早ゝ頓首。

二月十日　　福沢諭吉

柴原先生　侍史

【『書簡集』第二巻　五六頁】

［封筒表］千葉県庁　柴原県令殿行　私用御親訴　［封筒裏］封　東京三田　福沢諭吉ヨリ

二四四　大久保一翁　明治十一年四月十二日

御手紙難有拝見仕候。陳ハ一昨日御内話申上候一条ニ付、屋敷地坪並ニ建物数等記載可申上旨承知仕候。其大略

地坪	凡壱万四千坪
地券三通	
本塾建物	凡六百六十五坪
土蔵賄所炊所等	〃百坪
医学塾	〃二百拾四坪
〆九百八十坪	

右ハ明治七年之調、其後演説館、西洋造、並ニ万来舎等も出来、当時ハ凡千百坪斗も可有之奉存候。邸内之建物を惣計すれハ弐千四、五百坪も可有之候得共、私始メ諸教員其外之私有物ニ而、塾之公共ニ属する者ハ前書千坪余ニ御座候。

昨日勝先生御宅ゟ参上、同様之事を御話申上置、其節口上ニ而ハ尽さゞる所も可有御座と存し、私之存意荒増し紙ニ記し差上置候。何れ同先生ゟ御話も可有御座、御覧被成下候様奉願候。

又先年此地所を低価御払下ケ之節、私ゟ上納致候金額ハ僅ニ五百円斗りニ有之、建物も追ミ普請致候事ニ候得共、大本ハ八百円ニ而御払下ケ相成候義ニ付、仮令ヒ今日解塾いたし候ニも、此地所建物を時価ニ売却して其金を私するハ心ニ慊らず。且私も少ミ財産有之、この金ニ依頼せすして押して生活も出来可申覚悟ニ付、何卒方法を立て一種之公共物として世ニ遺し置度、反覆思慮之上奉願候義ニ御座候。右拝答申上度、早ミ乱筆御推読奉願候。頓首。

四月十二日　　福沢諭吉

大久保先生侍史

【『書簡集』第二巻　六九頁】　［封筒表］大久保様執事　福沢諭吉拝答

○今回入手した本書簡の複写資料には封筒が存在していたため、本書簡と対応する物かは不明であるが参考のため右に翻刻した。なお、入手した複写資料に一部撮影不良があり計三一字分が未校訂であるが、文脈上『全集』の翻刻で妥当と考えられるためそのまま採用した。

二五五　大久保一翁　明治十一年六月一日

薄暑之候益御清安被成御座奉拝賀候。陳ハ先月中通貨論一編出版いたし候ニ付、拝呈仕候。御閑暇之節御覧も被成下候ハヽ難有奉存候。○兼而申上候民間雑誌も、色々議論相談之末、漸く先月中旬廃業為致候。為ニ今後ハ私も一事ハ安心仕候。既往之失策ハ幾重ニも御海容奉願候。近日ハ政府之法も益厳密可相成、斯る時節ニ危を犯して出版も無益面倒之義、旁以雑誌停版いたし候義ニ御座候。此段申上度、早々如此御座候。頓首。

六月一日　　福沢諭吉

大久保老先生侍史

【『書簡集』第二巻　八三頁】

五六五　箕浦勝人・吉良亨・本山彦一・桐原捨三・鹿島秀麿　明治十四年一月十七日

本月十三日之貴翰拝誦。各位益御清寧奉拝賀。陳ハ加藤氏進退之儀ニ付、縷々御申越之次第、老生ハ頓ト夢中ニ而何も不存。御書中之趣ニ従ヘバ、目下交代ト申ハ何れ之為を謀りても利ならさるが如し。御手紙到来之丁度其席ニ阿部、庄田之両氏参合セ居候ニ付、之ニ相談候処、庄田氏ハ少々心当有之哉之様子ニ而、此事ハ藤田氏へ承りて分る事ならんとの趣ニ付、今朝藤田ニ一書を贈り、何か承知之儀もあらバ承度、兎ニ角加藤氏ハ唯今之ま、滞坂之方可然ニもあらずや。老生ハ何も知らぬ事なから、加藤へ書を贈りて容易ニ動揺する勿れと申越ス積なりと通知いたし置候。何れ藤田氏ニ而承知之事ならバ、不日其子才を語る事と存候。尚其上詳なる御返事可致。此段不取敢貴答迄、早々如斯御座候。頓首。

一月十七日　　福沢諭吉

箕浦勝人様
吉良亨様
本山彦一様
桐原捨三様
鹿島秀麿様

【『書簡集』第三巻　八八頁】

六四　山東直砥

明治十四、五年頃四月十二日

御約束之如ク先ツ四名罷出候。高木ト申ハ旧中津藩士、幼年ゟ本塾へ参、演説ハ随分得意之方ニあ、過般ハ相州地方へ巡回いたし候事も有之、岡崎、高島ハ政談社之記者ニあ、波多野抔之同輩、矢田ハ谷井保之実弟、旧紀州藩、故郷ニ用事ハ無之候得共、東京ニ居るニ金なし抔ト申事情ニ御座候。先ツ本日ハ四人トいたし、御都合次第卒業生以上幾人も有之候間、追ゝ御逢奉願候。何れも世事ニ暗き之譏ハあるも、狡猾不正之掛念ハ毫も無之、純白純精之者ニ御座候。右申上度、尚御逢之上御聞可被下候。拝具。

四月十二日　　諭吉

山東様　几下

【『書簡集』第三巻　一九八頁】

六五四　渋江保　明治十五年四月二十日

本月十四日之華翰拝誦。時下春暄之好時節、益御清安被成御勉強奉賀候。山崎氏も安着、爾来学校之都合も宜敷よし、遥ニ欣喜ニ不堪。当地相替事も無之、実ハ毎日〳〵新聞紙ニ被雇出、殆ト当惑之次第ニ御座候。この骨折候苦労ニ而新紙之評判悪し抔ニ而も実ニ迷惑之甚しきものなり。何卒好評を乞ふ而已。

山田氏ハ誠ニ宜しく、当時ハ本塾之教員ニ而勉強致居候次第、御安意可被下候。右拝答旁早ゝ執筆、御推読奉願候。頓首。

四月廿日　　諭吉

渋江賢契　悟下

尚以時候折角御自重専一奉存候。家族共ゟも御致意申出候。

加藤氏ハ如何哉、久しく文通も不致、御序之節宜布御伝声奉願候。以上。

【『書簡集』第三巻　二〇二頁】

［封筒表］三河国宝飯郡国府村長泉寺境内ニ而　渋江保様行

［封筒裏］封　東京三田　福沢諭吉出

八〇二　井上角五郎　明治十六年十一月二十一日

度ゝ御手紙被下候得共、此方ゟハ逐一御返詞も不申、怠慢之罪御海容可被下候。爾来益御清適、殊ニ近日も

新聞紙も着手、弥発行相成候よし、幾重ニも御勉強奉祈候。又時事新報之方へも毎度御報道被下、最も難有、御用繁之御中能くこそ御注意被下候段、老生始一同ニ而も満悦之至ニ存居候。

米行使節閔、洪二氏、首尾能使命を遂け、閔氏ハ米艦ニ乗て帰国、洪氏ハ日本を経て同断、即両三日前着京、未タ面会ハ不致候得共、至極盛ト申事ニ御座候。

朝鮮も追ゝ開進ニ赴候よし。仁川港も次第ニ繁昌いたす事ならん。何卒無事ニ進歩致候様呉ゝも所祈候。

当地へ参候生徒等も甚勉強いたし、士官学校等へ入たる者も有之、昨今慶應義塾ニも十五、六名入塾致居候。

京城新聞出来候ニ付而ハ、朝鮮之仮名入用ニ可有之、爰ニ

朝鮮仮名活字四号文字

四千三百余種類

各百五拾個ツヽ

此惣数

六十四万九千八百個

代金弐千〇七拾九円三十六銭

但壱個ニ付三厘二毛

右出来之品有之、若し御入用ならバ差送り可申、実ハ此品を売れバ此方ニ都合宜しき次第、但し金子を前以御遣し不相成候而ハ相談出来不申、品物ハ慥ニ手許ニ揃居候得共、金之入用劇しく、何分金と引替なら而ハ不都合ニ御座候。故ニ若し其地之活版局ニ御買入ニも相成候ハヽ、右代価之外ニ荷作り並ニ運賃を見込、少ゝ余分之金を添て御廻し相成候ハヽ、品物ハ直ニ差上候様取計可申、実を証するため態ト老生より申上候。右要用旁

早ゝ如此御座候。頓首。

十一月廿一日　　諭吉

井上君　梧下

追ゝ寒気ニ向ひ折角御用心可被成、一太郎、捨次郎もヲハヨーニ留学、毎月二度ツヽハ便有之、至極達者之よし、乍憚御放念可被下候。其外留主宅之子供何れも無事、長女さと事ハ中村貞方〔吉〕へ縁談整ひ、過日引越申候。是亦乍序申上候。以上。

【『書簡集』第四巻　三八頁】

一〇三　中村道太　明治十九年二月二十七日

昨日も参上寛ゝ得拝話難有奉存候。其節申上候通、小生も此度旅行思立候ハ、兼而宿志も有之、いよ〳〵心事を閑にして文思を養ふ積り。就而も平生之高意ニ従ひ、家計金銭之義ハ一切御差図相願度、呉ゝも御依頼申上候。毎ゝ申上候丸家損亡之義ニ付而も、口頭ハ書記ニ若かず、私方之帳簿ニも別紙之如く記し有之候得ゝ、乍御面倒御一見奉願候。其帳簿ニも他之口ゝも雑記致し有之ニ付、要用之一口而已写し取り入御覧候義、何卒此帳簿之精神ニ従ひ、仮令へ小生之死後ニ而も御処分奉願候。即チ此写しハ私方之元帳と符合するものニ御座候。亦是遺言之一法ならんと奉存候。

小生之名義を附したる鉱山五十株之利を以て、丸家之損金即チ破裂後出金之分を埋め、そのぬけからを私方へ御渡し被下候得ゝ、其後の利益ハ別紙之例ニ倣ひ、次第〳〵ニ破裂前之損亡を償ひ終り、其上ハ株券を返上す

るか、或ハ御相談を経て他之贅沢ニ用ひ可申、即チ今度の講堂普請も貴意ニ従ひ其贅沢之取越ニ御座候。但し是等之ぜいたくたるや人事の急ニあらず、事情ニ従て止メニ致し候而も差支ハ無之、到底鉱山之利益ハ拙家之私利ニ属ずへき性質之ものニあらず、唯既往之所失を償ふの財源たるニ過きず。呉ゝも其際ニ行違誤解無之様御含、又御序之節ハ杉本君にも御致意奉願候。

私方私有之金円ハ鉱山を抵当之法ニして、全く他人行儀之成規ニ従ひ御使用相願度（他人行儀と申ハ水臭きが如くなれども、御同前ニ死生ハ計るべからず、故ニ後日子孫の争を予防之趣意なり）、仮令鉱山を抵当にしても、之を占領するの意なき旨、確ニ記して遺し置くときハ、豚児もまさか破廉恥男子ニも無之、乃父之名を汚して非理の利を貪るが如き挙動ハ不致事と万ゝ信し居候。

前言を要するニ、私方之資産ハ、唯今丸家之禍を免かれさへ致候得も、他ニ余計之利を求めずして立派ニ立行き候義ニ而、其余ニ金がほしいと申ハ、唯芋虫ニ灸をすゑるが如き無益之殺生をいたし度と申ス戯たるニ過きず。この戯ハ御同案之事ニ付、小真木ハ無論、白根も湯沢も択はず、思ふ様ニ金を作る様御尽力被下度、見事ニ其金を使用して可入御覧存候。

右要用而已申上度、早ゝ頓首。

十九年二月廿七日　　諭吉

中村様　梧下

追而、丸や損亡之償却も僅ニ一年を出てずして、既ニ弐千余円ニ達したること別紙ニ而見るべし。此様ニ而も皆済も遠からざる事と存候。

【『書簡集』第五巻　一八頁】

一四〇九　渡辺治・高木喜一郎　明治二十二年十月八日ヵ

拝啓仕候。弊家ニ族一同無事、本月五日帰京仕候。滞坂之前後ハ種ニ御配意を蒙り、特ニ御用繁之御中御手間を潰し候段、誠ニ恐縮ニ不堪、家内子供ゟも厚く御礼申上候様申聞候。滞留中ハ珍敷ものを見物して珍敷所ニ御饗応ニ預り、この上もなき保養仕候。子供ハ帰来後も毎日話出してハ喜ひ居候。右御礼まで申上度、余ハ期後便候。匆ニ頓首。

十月九日〔八カ〕　諭吉

渡辺様

高木様

梧下

坂神諸君へ逐一御礼状可差出筈之処、帰宅後何か取込、今度ハ不能其義、御序之節宜敷御致意御礼奉願候。

【『書簡集』第六巻　一七四頁】

［封筒表］大坂市東区大川町　大坂毎日新聞社　渡辺治様　高木喜一郎様行

［封筒裏］封　東京三田　福沢諭吉出ス

一五八五　矢野文雄　明治二十四年二月九日

余寒強候処、益御清安奉拝賀候。陳ハ二男捨次郎義、今回林董氏長女きくと結婚を約し、明十日儀式執行致候

ニ付而も、午後四時宇治川常盤楼へ御来車相願度。実ハ老生義も今夕こそ着致候次第ニ而、差掛り申上候ハ甚タ恐入候得共、久々ニ而御話も伺度、旁態ト御案内致候義、何卒御繰合御臨席奉願候。余ハ附拝眉之節候。匆〻頓首。

二月九日　　諭吉

矢野様

【『書簡集』第七巻　三八頁】

○『書簡集』では書簡番号一五八四の書簡と同文として本文を省略したが、今回原本を確認したところかなりの相違があったので、右に全文を掲げた。○封筒は原本が確認できず、校訂できなかった。

一六七六　金森吉次郎　明治二十四年十二月二十二日

御手紙拝誦。陳ハ震災地目下之惨状云〻義、幾重ニも察入候。此方ニ而も出来丈之尽力ハ致候積り、尚特派員差出之義ハ相談も不致而も不叶、是ハ近日御返詞可致。彼の水源之山嶽崩壊も水害之掛念ニ付而も早〻執筆致候積ニ而、先日来毎日〳〵左様思ひ居候中、日出より日没まて客来のみニ而寸暇を得ず、誠困申候。何れ一両日中ニも何か紙面に記し可申、御覧可被下候。右御拝答まで、匆〻頓首。

十二月廿二日　　諭吉

金森吉次郎様　几下

【『書簡集』第七巻　一四一頁】

○この書簡には原本とおぼしきものが二種類存在する。ここでは実際に出されたものと推定される、大正十二年十二月二十四日付『岐阜日々新聞』に写真版で掲載されている書簡に拠った。

一七六　井上角五郎　明治二十六年五月三十一日

不順之時候ニ御座候。益御清安奉拝賀。陳ハ爰ニ一事申上度、旧炭鉄〔ママ〕会社員藤野近昌と申人ハ御承知も可有之、会社創立以来尽力致居候処、堀氏と共ニ退き今ハ無縁之身ニ相成候得共、今度之変革ニ際し、出来候事ならバ復帰致度との志願なり。同人が退社したる事情ハ種〻ある中ニも、兼而園田氏と善からず、常ニ堀氏と協同せしより、堀之去るときニ政府之筋ゟ新社長ニ内訓して逐出されたることなり。本人ニ是と申落度なきハ明なるのみならず、随分豪気にして人を御するが如きハ其長所なり。或ハ炭礦の山ニ入りて艱難を犯し一切を担任するなどハ、得意ニ可有之哉ニ存候。兎ニ角ニ御考置被下度、老生も多年知る人ニ而、今更他人のまきぞへにて方向ニ迷ひ居るハ気之毒ニ被存、態ト申上候義、幾重ニも御察可被下候。今日ニ而も園田へ御話しにならバ、必ス不同心ならん。如何となれバ堀と園と云〻之時ニ、真先き進んで園田ニ当り其自由を妨けたる者ハ藤のなれバなり。其辺之意味も内〻御承知置奉願候。右用要而已申上度、匆〻如此御座候。頓首。

五月卅一日　　諭吉

井上様　梧下

【『書簡集』第七巻　二五二頁】

一八三五　向野新造・向野勘三

明治二十七年四月十三日

春暖好き時節ニ御座候。益御清安奉拝賀。陳ハ過般中津滞留中ハ久ゝニ而旧友ニ面会、殊ニ貴家御老人様ニも毎度旅宿へ御来訪を辱し、色ゝ御約介相成候段、難有奉存候。帰来早速御礼可申上之処、何か多用ニ取紛怠慢之罪、御海容可被下候。此程小畑氏方之来書に、御老人様御事少ゝ御不例之よし、如何被為入候哉。兼而御壮健之事ニも候得共、御老体幾重ニも御看護、早ゝ御全快之程奉祈候。右ハ乍延引御礼ニ兼而御見舞旁、匆ゝ如此御座候。頓首。

二十七年四月十三日　　諭吉

向野新造様

向野勘三様

尚以、過日ハ御手紙被下、書中ニ従へハ、勘三君も東京へ御出相成候而も御差支なかりしよし、誠ニ残念至極。併し東京甚タ近し。往復半月余ニ而、十分之御見物ハ出来可申、何時ニ而も御都合之節、御出掛被成度、御宿ハ弊宅ニ而御引受可申候。但し何も御構不申、殺風景之事実ハ小畑氏へ御聞可被下候。以上。

【『書簡集』第七巻　三一一―三一三頁】

［封筒表］豊前国中津町字船町　向野新造様　［封筒裏］封　東京芝区三田　福沢諭吉

一八七　井上角五郎

明治二十七年十一月十五日

秋晴御同慶奉存候。益御清安奉拝賀候。陳ハ昨年中日々新聞が何か経済上之議論ニ付、突然時事新報を相手取り、其論文之中縁もなき人身攻撃を試みたるよりして、遂ニ喧嘩となり、様ゝ互ニ書立たる末、全体穏ならざる事ゆゑ止めニするが宜しかろふ云ゝ御話も有之、同時ニ老生が伊東三代治氏へ面会之節も色ゝ懇話、以来ハ人身攻撃かましき事ハ断して止めニ可致と堅く約束して分れたることあり。然るニ近来又候朝鮮之通信一条ニ付、何か頻りニ悶着を始め、日々と時事互ニくだらぬ論を致し居候。年之若ひ人ニも随分面白き事ならんなれども、老生にハ少しも面白く無之、夫ハ兎も角も日々新聞が又候例之人身攻撃を試み、福沢諭吉氏云ゝと妙な処の引合ニ出掛け候。されバ昨今伊東氏ハ不在とハ申ながら、其記事を知らざる筈なし。知て其まゝニ差置くハ、昨年同氏が迂老へ語りたる処ハ全く一時之談にして、今ハ其約束を取消したることか、いよ〳〵取消とあれバ其旨を確ニ承り度、何卒至急御掛合被下度奉願候。即ち其要ハ

昨年伊東氏が福沢へ約したる人身攻撃ハ決して試みずと云ひしも今ハ則取消して颯々とやる積りか若しも然るときハ時事新報の壮年輩も口を放て伊東氏之不利を書立る事ならん。是れハ老生が止めんとするも留む可らざる所なり。

或ハ伊東氏之本心ハ然らず、人身攻撃など鄙劣な事ハせぬ積りなるか、然らバ是れまで日々新聞が福沢ニ加へたる無礼を謝すべし。

右両様如何やうにても苦しからず、兎ニ角ニ人身攻撃を始めたるハ、時事ニあらずして日々なり。是ニ於て伊

東氏之決する所如何、至急御尋被下度、従前之行掛りゟ御手数を煩し候。匆〻頓首。

二十七年十一月十五日　　諭吉

井上賢契　梧右

【『書簡集』第七巻　三六六頁】

一八八九　井上角五郎　明治二十七年十一月十六日

昨日ハ御返書被下致拝見候。陳ゝ彼の日々新聞之一条、先方之暴言こゝニ至れバ此方ニ而も最早遠慮ニ及はず、颯々と返報するの外なし云〻之来旨なれども、静ニ事之由来を尋れバ、去年伊東氏が老生ニ向て、当時之紛紜ハ一掃忘るゝが如くして、以後ハ人身攻撃など見苦しき事ハ断して犯すことなかるべしと約したることある其約言ニ対してハ、仮令ひ彼れゟ之を犯すも、一応ハ其約束したる本人ニ意志の所在を糺さずして、此方ゟ復讐を謀る可らず。士君子之一言ハ甚タ重きものなり。彼れより違約したりとて直ニ此方も其筆法ニ倣ふとありてハ、暴を以て暴ニ報ゆるニ異ならず。故ニ此処ハ一応仁兄より伊東氏へ御掛合、いよ〳〵同氏之存念を承り度、同氏がいよ〳〵非を改めずして昨年の約束など更ニ意ニ介せず、唯今ハ則ち乱暴勝手次第との本心ならバ、其上ニ而此方ニも為す所あるべし。兎ニ角ニ仁兄ハ昨年事の中間ニ居て、御心配被下成候義ニ付、其始末ニ付而ゝ今日御引受被下度奉願候。

右重而申上度、匆〻如此御座候。頓首。

二十七年十一月十六日　　諭吉

井　上　賢　契　梧下

【『書簡集』第七巻　三六九頁】

二〇二四　井上角五郎　明治二十九年一月二十二日

彼の英文ハ両三日前ニウヨルクヘラルド記者へ渡置候。併此文唯事実を記すのみにて新聞風之艶ニ乏し。誠ニ残念之事ニ存候。記者果して之を紙上ニ掲るや否や計り難し。何れ拝顔万ゝ御話可致候得共、拝答まで、匆ゝ頓首。

二十九年一月廿二日　　諭　吉

井　上　賢　契　梧下

【『書簡集』第八巻　一四六頁】

二〇三二　望月小太郎　明治二十九年三月十日

昨日ハ御来訪被下、寛ゝ御話伺大慶不過之。其節御約束之書認候。方角違之事ニ而赤面之至、御笑可被下候。別ニ有合之品、是ハ御餞別之印とて老妻より拝呈致し度よし申聞候。御叱留被下候ハヽ、辱奉存候。御出発が延ひたらバ、或ハ御目ニ掛候義も可有之、随分共御身御大切ニ被成度、夫のみ念ジ入候。右申上度、匆ゝ頓首。

二十九年三月十日　　諭　吉

望月賢契　梧下

【『書簡集』第八巻　一六七頁】

二〇六六　井上角五郎　明治二十九年ヵ六月十三日

不順之時候益御清適奉拝賀。陳ハ竹越与三郎氏、何か御話申上度義有之、老生ゟ一書認呉候やう依頼ニ付而も、何卒御都合宜敷節、一寸御逢被下度、同窓之事ゆゑ特ニ添書ニも不及事と存候得共、態ト申上候義、宜しく御含奉願候。いオハ本人ゟ御話可致候。匆〻頓首。

六月十三日　　諭吉

井上様　机下

【『書簡集』第八巻　二〇一頁】

二三八　松山棟庵　明治三十年一月二十三日

拝啓仕候。陳ハ老妻事、三日斗り前ゟ股之処が痛み、神経痛かレウマチスか、夜分ハ眠ることも出来ず、大ニ難渋仕候。御病後之処ニ申上候ハ誠ニ恐入候得共、御一診被下候義ハ相叶間敷哉、試ニ奉願候。

右要用願まで、匆〻如此御座候。頓首。

三十年一月廿三日　　諭吉

松　山　様　梧下

【『書簡集』第八巻　二七一頁】

［封筒表］松山棟庵様　福沢諭吉　願用

二二五九　松山棟庵　明治三十年五月二十九日

薄暑益御清適奉拝賀。陳ハ先達中ハ毎ゝ御診察を煩わし候愚妻並ニ老人も、御蔭を以て全快ニ及び誠ニ難有奉存候。妻事全快後最早大丈夫と存候得共、何か臆病神ニ取附かれ、動もすれハ再襲かと毎度恐れ候事も有之、用心ニ用心いたし居候処、此節ニ至りてハいよ〳〵ほんとう之全快、最早自分も安心之場合ニ相成候段、改めて御礼申上候。別紙壱封、右御礼之印まて拝呈仕度、尚外ニ壱封ハ坂本様へ宜敷御取計奉願候。右申上度、尚拝顔万ゝ御礼可申上、匆ゝ如此御座候。頓首。

五月廿九日　　諭　吉

松　山　様

【『書簡集』第八巻　三〇二―三〇三頁】

［封筒表］松山様　福沢　差上（ノミカ）置不煩貴答

二三三〇　安場保和　明治三十一年一月二十七日

一書拝呈仕候。益ゝ御清安奉恭賀。平生ハ御無音而已打過、唐突要件を陳るハ誠ニ心外之至ニ候得共、あしからず御承引奉願候。

扨その要件と申ハ、今回弊塾之基本金募集ニ付、新旧学生一同協力して周旋奔走致候中、北海道在住之神代村次郎も即ち其一人ニ而、様ゝ相談之末、北門之一処ニ慶應義塾之学田を得たらバ、他年大ニ便利を成して、学事も為めニ面目を改るニ至るべし。されハ其地ハ如何、之を得るの法ハ如何と申て、自から所望之地も有之候得共、都而是れ私之想像ニ過きず。何ハ扨置、道長官之力ニ依るニ非ざれハ成る可き事ニあらず。されバとて突然申上けても軽率千万、如何せんと相談、兎ニ角ニ大凡之処を奉伺度とて、実ハ一両日前社員岡本貞烋を差出候処、幸ニ御逢被下、御懇切なる御話も伺候よし、誠ニ難有奉存候。

尚此上ハ北地ニ慣れたる神代村次郎へ百事一任致候間、幾重ニも御教示奉願度、弊塾も幸ニ今日まて持続致候得共、学事日新之折柄、とても此まゝニハ差置難く、如何にもして基礎を固くして大ニ為す所なきを得ず。自から世ニ利する事も可有之、事私ニあらず、自から天下之学事なりとの観念を以て、特ニ御力を依頼いたし度、呉ゝも宜敷奉願候。尚い才ハ神代方可申上候、乍御面倒御聞取可被下候。匆ゝ頓首。

一月廿七日　　福沢諭吉

安場先生侍史

【『書簡集』第九巻　一六―一七頁】

三五一　土居準平　明治三十一年六月二十八日

去月廿三日之貴翰到来、従前尊名さへ承知不致候処、来書を拝見すれハ長尾幸作君之御令息之よし、誠ニ御なつかしき事共ニ候。

尊厳トも旧先年御一処ニ渡米いたし、其後絶て拝眉之機を得ず、如何と存居候処、明治十八年五月御長逝之由、扨ゝ驚入候次第、御年齢ハ老生分も少ゝ御少い事と覚候ニ、十三年前既ニ御永眠とハ実ニ今昔之感ニ不堪候。扨アメリカニ同行之人ゝハ今已ニ世を去たる者も多し、又存命之人も少なからす、左ニ其人名を記し候。

佐々倉桐太郎　浜口興右衛門　鈴藤勇次郎　小野友五郎　伴鉄太郎
松岡磐吉（整）　肥田浜五郎　山本金次郎（？）　吉岡勇平　小永井五八郎
中浜万次郎
根津欽次郎（？）　赤松大三郎　岡田井蔵（？）　小橋雅之進（？）（杉）　牧山周卿（医師）（修）
木村宗俊（？医）（宋）

外ニ

水夫火夫合して六十五人

将長ハ木村摂津守、指揮官ハ勝麟太郎。

木村之家来ハ大橋栄次、秀島藤之介（？実ハ鍋島藩士（助））と尊厳と老生と四人なり。

右之内死者固分多けれども、木村摂津守殿ハ芥舟と称して齢七十ニ近し、今尚健全。老生ハ始終その家ニ出入して旧時ニ替ることなし。老生之知る所にて、死者に●印、生者ニ○印、其知らざる者へハ？を附し候。

又水夫火夫ハ瀬戸内之潮涌（シワク）島（船）より出たる者のみなれバ、其御地ニ而御探索之道もあらんと存候。

芥舟殿之令息ハ木村浩吉と申、今之海軍少佐、日清戦争之時旗艦之水雷を司とり苦戦、幸ヒ命を全ふせり。

在米中水夫源之助病死、サンフランシスコ之墓地ニ埋葬、その節老生ハブルックスと申米人と共ニ墓地ニ参り、其石塔も実見いたし候。是れも固分潮涌之者なり。

何分四十年前之事ニゟ記臆不致、色ゝ取集めてあらましの御返詞まで、匆ゝ如此御座候。頓首。

三十一年六月廿八日　　福沢諭吉

土居準平様　梧下

【『書簡集』第九巻　三八頁】

［封筒表］広島陸軍地方幼年学校　土居準平様　親展

［封筒裏］封　東京芝区三田弐丁目弐番地　福沢諭吉　拝復

二三四　鹿島秀麿　年未詳九月七日

拝啓。益御清安奉恭賀。陳ゝ久敷御閑話も不相伺ニ付、来る十二日午後五時半より拙宅ニ於て二、三之知人相会し候に付、万障御操合御来臨被下候ハヽ本懐之至ニ御座候。何之風情も無之候得共、田舎の手料理ニて晩餐差上度、此段御案内迄如此ニ御座候。御同席は何れも御知り合之者而已ニ御座候。尚御差支之有無一寸御一報奉煩候。早ゝ拝具。

九月七日　　福沢諭吉

鹿島秀麿様　侍史

【『書簡集』第九巻　九七頁】

○本書簡は代筆である。

二三九四　中島精一　年未詳八月三十一日

平身低頭恐入候。

先達ゟ毎度御人被下状箱之御催促、ソンナ物ハ知らず、中村英吉に聞て見ヨ、斎藤が知て居るダロウ抔ト、勝手次第ニ放言いたし居ながら、唯今箪子之開キを開き見れバ、儼然トシテ箱ノ在ル有り。誠ニ赤面之至り、則返上仕候。併し諭吉ヲシテ今一層悪人ならしめなバ、此箱を窃ニ焼捨て、弥宅ニなきものとして非を遂くへき筈なれとも、夫レ程ニも不参、鉄面厚顔、恥を忍て御返し申上候。恥を忍ふハ非を遂るニ勝れる歟など、申訳而已、如此御座候。頓首。

八月卅一日　　福　沢

中　島　様

【『書簡集』第九巻　一五五頁】　［封筒表］中島精一様　福沢諭吉　［封筒裏］封

Ⅱ　福沢諭吉覚書

覚

一、金弐拾五両也

右も、千八百六十七年式英兵練法翻訳料百弐拾五両之内金として、前書之高慥ニ請取申候。当年中訳書出来候

丈ケ七、八拾枚差上、尚又来正月二十日比七、八拾枚差上可申。金子之義ハ其都ニ御遣し可被下候。以上。

十二月廿三日　　福沢諭吉印

右覚書の内容は、「千八百六十七年式英兵練法」の翻訳料の前金として福沢が二十五両を受け取ったというもの。現在大阪府立中之島図書館蔵。稲垣房子「福沢諭吉『覚』についての考察」（『大阪府立図書館紀要』第三十五号　二〇〇六年）によれば、旧熊本藩士山川家に伝えられていたもので、宛先は山川亀三郎ではないかと推測される。山川亀三郎は天保六（一八三五）年の生まれで、軍人であった（詳細は前掲論文参照）。また「千八百六十七年式英兵練法」については、前掲稲垣論文では、熊本藩の依頼によって翻訳され、小幡篤次郎・甚三郎兄弟と福沢の「合訳」として明治二年に刊行された『洋兵明鑑』か、もしくは『英国歩操新式』（橋爪貫一訳　三巻五冊　一八六八年）『英国歩兵練法』（赤松小三郎訳　八冊　一八六五年）のいずれかではないか（但し後者の場合は、福沢と翻訳者との関係に疑問が残る）と推察している。他に参考文献として『山川家の人々』（教育タイムス　昭和四十五年）、『書簡集』第一巻(こと)2。

（西沢　直子）

『近代日本研究』第二十三巻（二〇〇六年度）

正誤訂正

二六六頁　六行目　　二月八日　→　二月一日

この書簡は原本との校訂作業により、従来伝えられていた二月八日ではなく、二月一日付であることが判明した。文中にある立志学舎の勤怠表をおくってきた二教師（吉良亨・永田一二）へも、同日に書状を認めている。